

第V章 史跡整備をめぐる現状と課題

1 節 指定地の土地利用の現況と課題

史跡恒川官衙遺跡の指定地は、平成30（2018）年3月末時点で、民有地が69%、公有地が31%である。土地利用については、面積比で、宅地が41%、果樹畑24%、畑地15%、墓地0.5%、雑種地・その他19.5%となっているが、その様相は、史跡高岡第1号古墳から国道153号へ通じる市道2-63号（高岡河原線）を境界として北東部と南西部で大きく異なる（図5）。

（1）指定地北東部

北東部は、地区区分のA2・A3地区にあたる。地区内のほとんどが住宅地として利用されており、畑地・果樹畑や空き地が僅かに点在している。

このA2・A3地区については、保存活用計画で、当面の間は現状の土地利用のままとし、段階的に公有地化及び整備を進めるとしている。



指定地北東部の現況

（2）指定地南西部

南西部は、地区区分のA1地区にあたる。柿・梨を中心とした果樹畑や畑地などの農地が大部分を占め、その中に住宅が点在する。北西寄りの場所には、薬師堂があり、その一画は墓地として利用されている。

このA1地区については、保存活用計画で、整備を優先的に進めるとしており、公有地化及び遺構の把握など史跡整備事業に向け環境を整えていく必要がある。なお、上記の薬師堂及び墓地は史跡整備後も当面は現地に残ることから、墓参者などへの配慮や墓域を目立たなくするよう修景を行う必要がある。



指定地南西部の現況



薬師堂と墓地

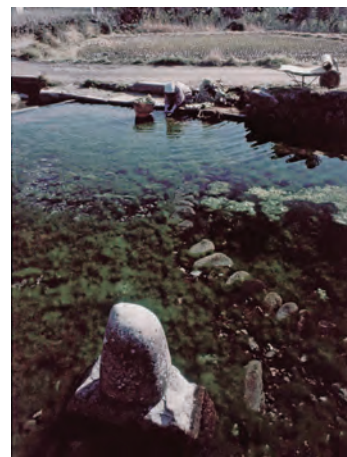
(3) 恒川清水

A1地区から南方に離れた位置にあるA4地区にあたる恒川清水の現状は、石垣によって囲まれた清水があり、その中には「水神」の碑がある。また、西辺の石垣上には十王堂や秋葉大権現・金比羅大権現などの碑が建てられている。このように、恒川清水は座光寺地域のシンボリックな場所として地域住民によって保存継承されてきている。

しかし、恒川清水は、かつては豊富な湧水を湛えていたが、現在は水位の低下や土砂などの堆積によって、水が乾いた時には雑草が、水を湛えた時には藻が繁茂するなど、往時の景観が損なわれている。そこで、保存活用計画では、水を湛えた景観の復元整備に優先的に取り組むとしている。そのためには、まず湧水の状況などに係る情報収集が必要である。



恒川清水の現況（平成30年1月）



昭和50年頃の恒川清水
(写真提供 今村 進氏)

(4) 指定地間の市道・河川等

史跡恒川官衙遺跡の指定地内や隣接地には、市道や河川・水路が多数存在しており、これらによって指定地が幾つかの小地区に分断される形になっている。それらの市道や河川・水路には地域住民の生活道路や農業用水路として利用されているものがあり、史跡の整備活用とこれら既存の交通・生活インフラ施設との関係をどのように調整していくかも大きな課題である。

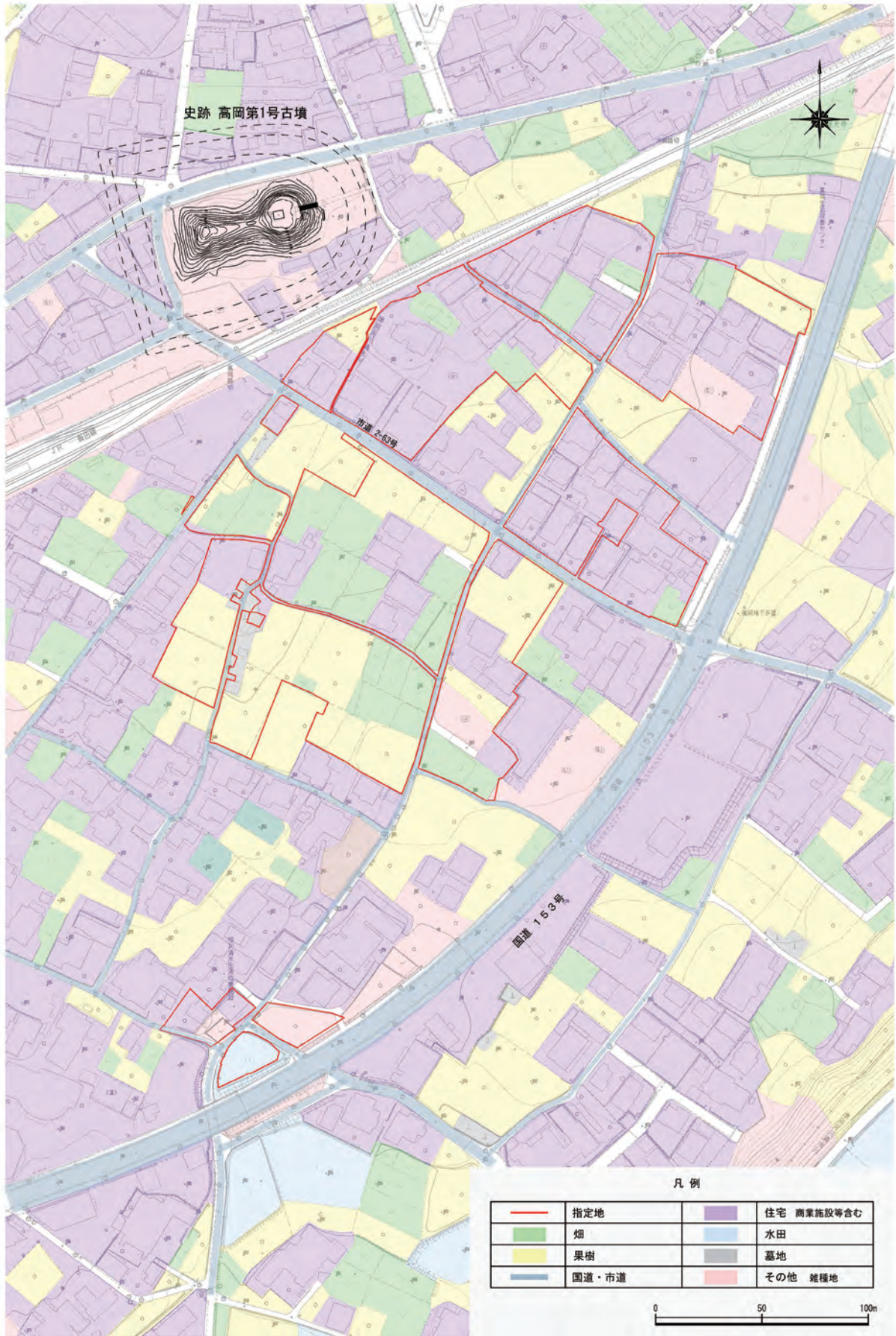


図5 指定地及び周辺の土地利用状況

2節 周辺地域の現状と課題

指定地を除く恒川遺跡群の範囲内（地区区分のB地区）には、宅地と農地がおおよそ半々の割合で分布している。

指定地の北西側には J R 飯田線及び県道上飯田線、市道座光寺 13 号線などがあり、商店街や住宅地となっている。指定地の東側には国道 153 号が通り、沿線は商用地、さらにその縁辺部は住宅地又は柿を中心とした果樹畑となっている。また、恒川清水の南側は水田として利用されている。このように、指定地を含めた一帯は、様々な用途の土地が混在しており、指定地に接して住宅や電柱・電線などが存在していることから、史跡整備にあたっては周辺景観と調和した修景などを考慮する必要がある。



指定地東側の国道 153 号と商用地

なお、指定地の近接地で、郡衙遺構が存在しないことが明らかで且つ車でアクセスの容易な地区がガイダンス施設の整備候補地にふさわしい。また、恒川遺跡群のすぐ北側には史跡高岡第 1 号古墳があり、その南西隅地区の広場には、座光寺地域によってベンチや恒川遺跡群及び周辺の古墳群に関する案内板が設置されている。この広場は、史跡恒川官衙遺跡や史跡高岡第 1 号古墳の見学に関わって様々な活用されており、地域では「史跡ひろば」の名称で親しまれている。この広場も、史跡恒川官衙遺跡との一体的な整備・活用が求められる。

さらに、恒川遺跡群を取り巻く周縁部では、北西側の段丘上段部から南東方向へ傾斜する斜面には果樹園が、南東側の段丘崖下から天竜川に向かっての低地には水田や養魚池が分布している。これらは、当地域における農村景観などの特徴をよく示すとともに、緑や水など地域住民の日常的な暮らしにおける良好な環境を構成する要素となっている。史跡整備にあたっては、これら周辺地域の景観や環境への配慮も必要である。

なお、恒川遺跡群の西南に隣接する上郷地域では、2027 年開通予定のリニア中央新幹線の本線や長野県駅の建設が計画され、座光寺地域にも本線や保守基地の建設が予定されている。今後、関連する公共事業の実施や民間開発の増加が見込まれ、史跡の周辺景観や保存管理に直接的・間接的に影響が及ぶことも予想される。そのため、史跡恒川官衙遺跡の整備・活用を通じて、地域の良好な景観の保全という意識を醸成していくことも重要である。



恒川遺跡周辺の農村景観

3節 これまでの発掘調査の状況と課題

恒川遺跡群内においては、指定地以外の場所も含め、これまで（平成29（2017）年12月末まで）に95次の調査を実施している（図6）。

その結果、A1地区やA2地区では、I期からIV期の変遷をたどる正倉院の状況がある程度判明している（図7-1、図7-2）。

I期は、本格的な正倉院の成立以前で、小規模な掘立柱建物のみで構成されていたと考えられる。

II期からは正倉院の計画的な造営が認められる。外周区画溝が北側にある史跡高岡第1号古墳を避けて台形状に設けられ、正倉院南辺外周区画溝に寄った場所には、桁行4間、梁行3間の総柱掘立柱建物がほぼ等間隔で直線的に配置される。

III期は、掘立柱建物と同じ場所に礎石建物が建てられたと見られるが、礎石が抜き取られていることもあり明確ではない。なお、33次調査では正倉院南辺外周区画溝から瓦が出土していることから、付近に瓦葺きの正倉が存在した可能性もある。

IV期は、II・III期の正倉群の北東側にあたる位置に正倉が設置されたとみられるが、規則的な建物配置は認められない。また、現状では区画溝が認められないため、明確な正倉院域が形成されていなかった可能性もある。



正倉院南辺外周区画溝と瓦の出土状況

このように、正倉院の大まかな変遷についてはある程度明らかになったが、各時期の正倉配置、正倉の建物規模・構造・収納物などについては未解明な点が多い。また、III・IV期の礎石建物はI・II期の掘立柱建物と重複して検出されている箇所があり、正倉院の遺構表示などの整備に際して、どの時期の遺構を選択するか、あるいは遺構の重複をどう識別して表示するか、なども検討課題として残る。

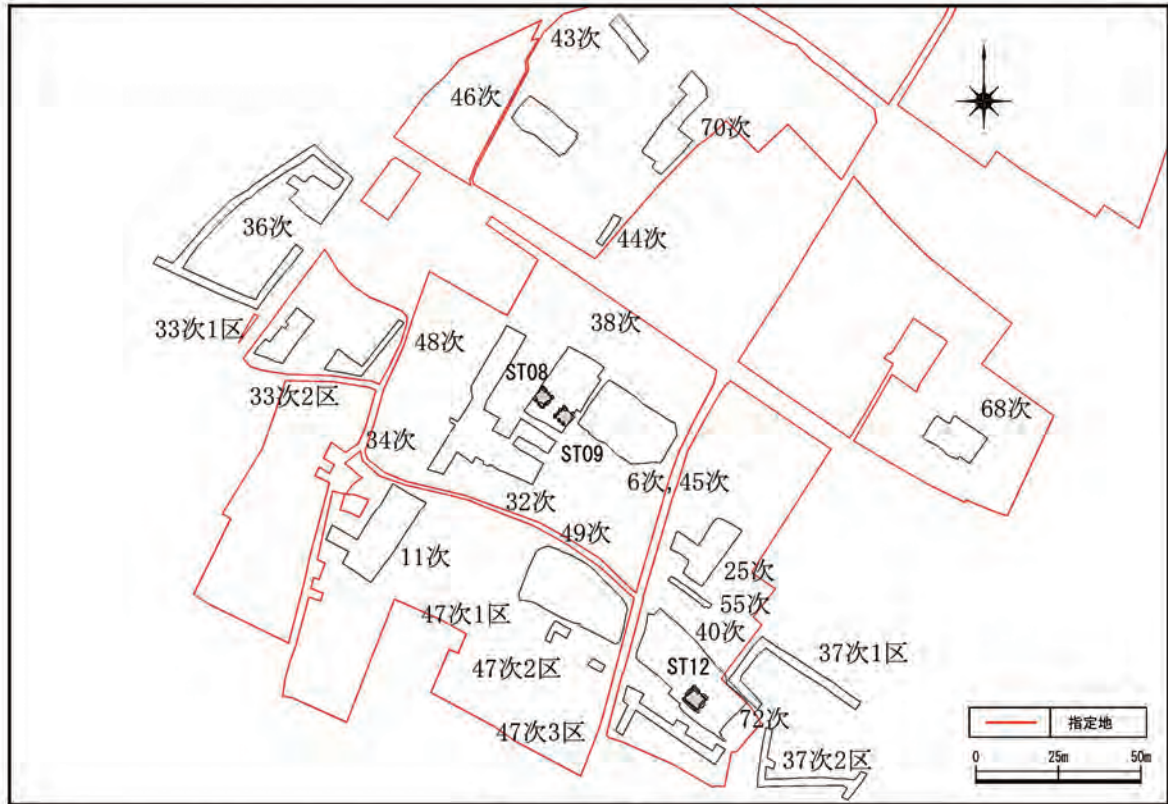
なお、A2地区北部では廃棄された多量の土器類とともに掘立柱建物群が検出されており、これらが館か厨家にあたる可能性が考えられている。また、南方のA4地区では恒川清水隣接地の調査で掘立柱建物などの遺構や流路が検出されている。この流路からは人形・馬形・斎串など奈良時代の祭祀遺物が出土しており、この地区は律令的な祭祀が行われた場であったと考えられている。その他、指定地以外の調査では、B地区内で曹司と推定される建物遺構なども部分的に検出されている。

上記のように、伊那郡衙の様相については断片的な情報は把握できているが、郡衙の主要施設である郡庁の所在地などは未確認であり、指定地内においても調査箇所はまだ一部に限られていて、史跡整備を進める上でさらに解明すべき点が多く、今後の継続的調査が必要である。

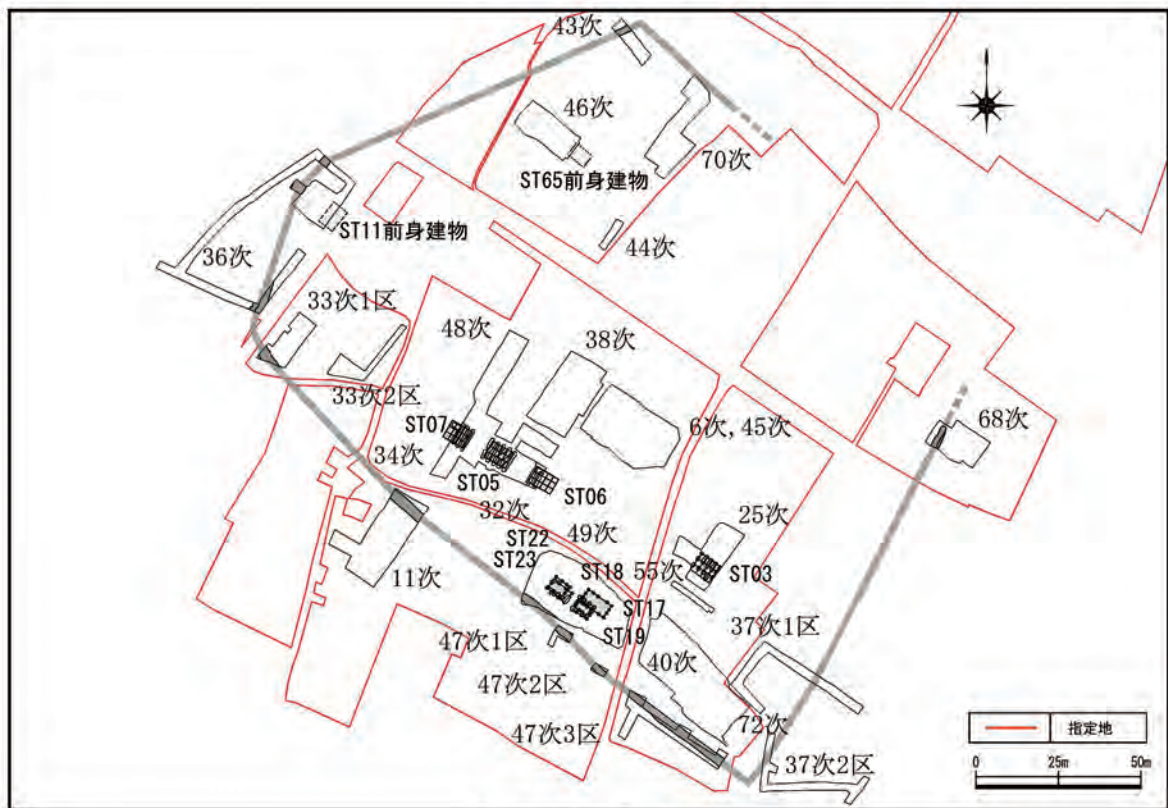
このほか、これまでの発掘調査の結果、史跡恒川官衙遺跡内では、表土の下層に正徳5（1715）年の「未満水」の堆積層があり、その直下に江戸時代の耕作面が存在することが判明している。郡衙遺構の検出作業にあたっては、これらの上層遺構の扱いにも留意する必要がある。



図6 過去の発掘調査実施箇所

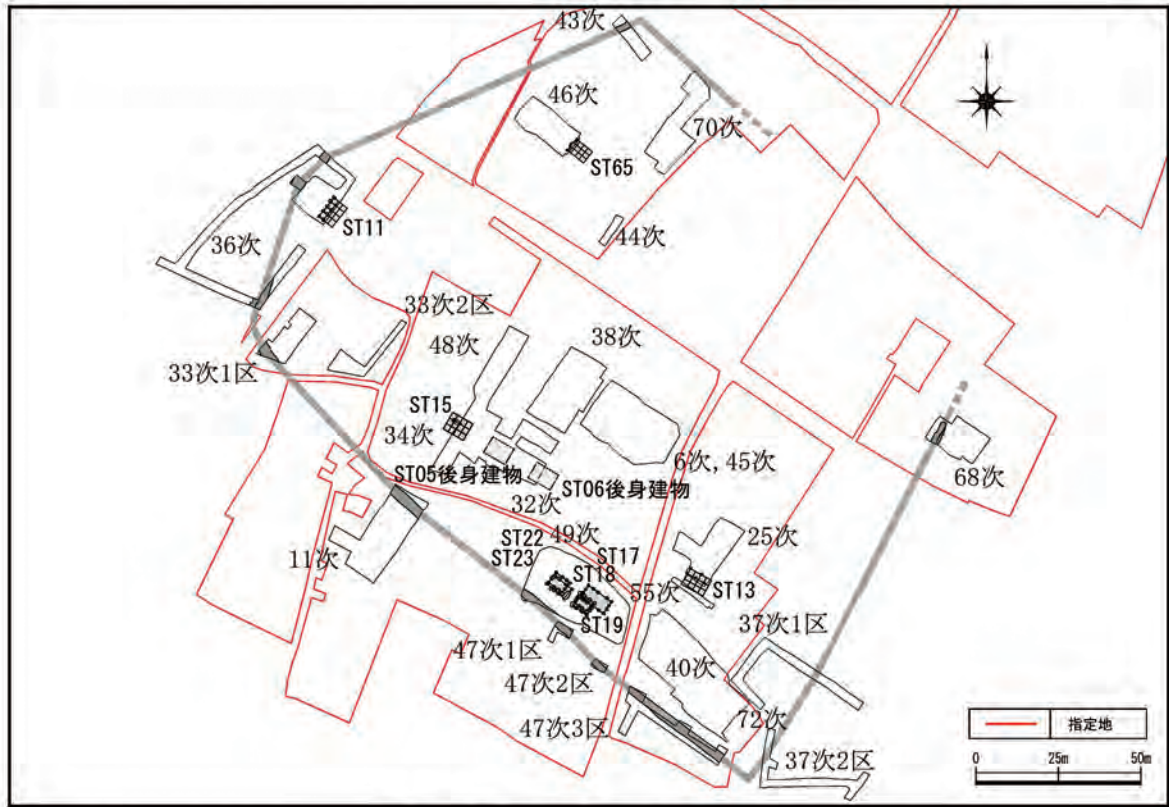


I 期（7世紀後半）

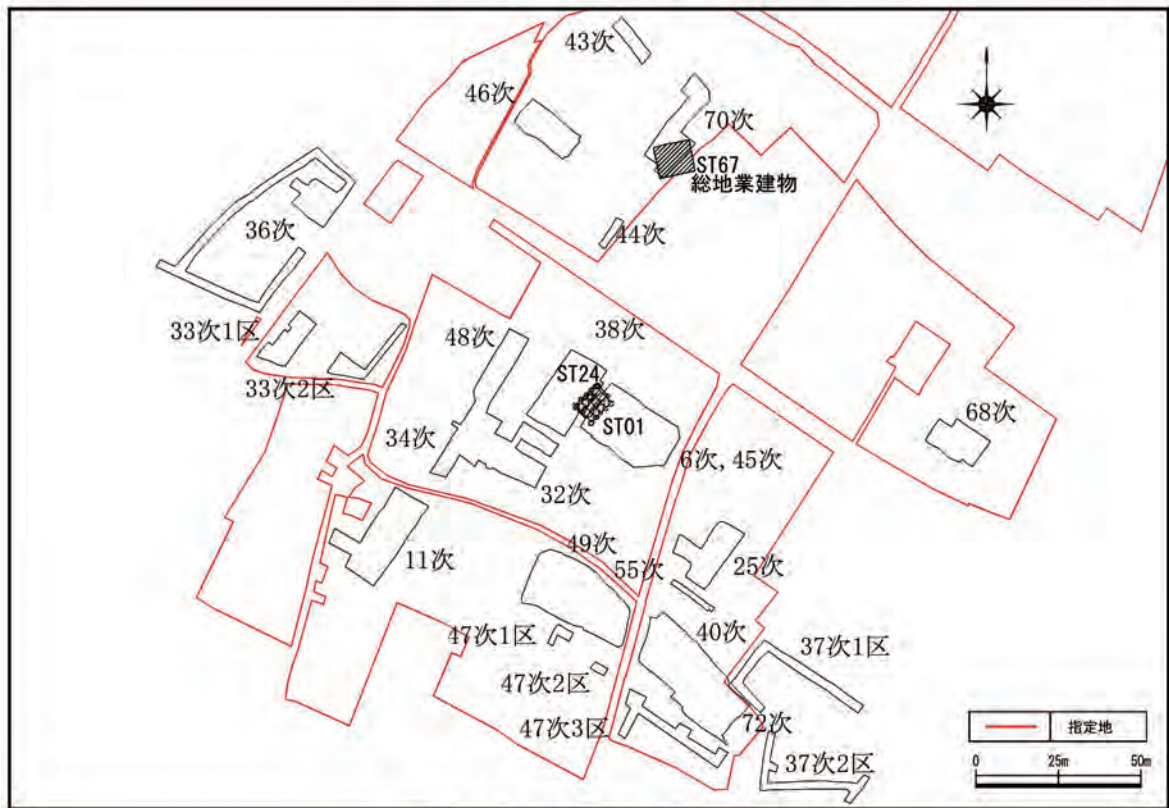


II 期（8世紀前半）

図7-1 正倉院遺構変遷図



Ⅲ期（8世紀後半～9世紀代）



Ⅳ期（9世紀末～10世紀）

図7-2 正倉院遺構変遷図

4節 史跡恒川官衙遺跡の利活用の現状と課題

史跡恒川官衙遺跡に関わる利活用として、飯田市教育委員会では、これまでに飯田市美術博物館で企画展を開催し、飯田市上郷考古博物館で遺物を展示してきた。また、史跡恒川官衙遺跡のパンフレットの作成・配布、伊那郡関連の講座の開催、飯田市のホームページでの情報発信なども行い、史跡恒川官衙遺跡の特徴や重要性などについて広く周知を図ってきた。さらに、恒川遺跡群内で発掘調査を実施した際は、現地見学会を開催し調査の成果を公表するとともに、発掘調査自体を適宜公開するなどの情報発信を行っている。しかし、学校教育での史跡活用は十分ではない。

一方、座光寺地域では、史跡指定前から周辺に案内板などを設置して見学者の誘導を図ったり、小学校のクラブ活動などで恒川遺跡群について学ぶ際に支援の活動をしたりしている。また、史跡に指定されてからは、地域主体で、学習会の開催や地域住民向けに伊那郡衙を紹介する刊行物の作成・配布などに積極的に取り組んできている。さらには、史跡見学者をガイドし、史跡恒川官衙遺跡の価値や魅力を紹介するなど、地域基本計画に掲げる「2000年浪漫の郷」の取り組みとして、周辺の歴史・文化資産や自然とも合わせた活用を進めている。

このような教育委員会や座光寺地域による従来からの史跡活用の取り組みをさらに展開する必要がある。しかし、史跡現地には地下の遺構の様子を窺えるような遺構表示などがまだ整備されておらず、史跡の説明板などの設置も十分でないことから、来訪者にどのようにして伊那郡衙を体感し、理解を深めてもらうかということが課題となっている。また、史跡内を周遊する動線の整備や来訪者の利用に供する便益施設などの設置も求められる。



発掘調査の現地見学会



地域で設置した案内板

5節 アクセスの現況と課題

現在、自動車を利用した史跡恒川官衙遺跡への主なアクセスは、中京方面からは中央自動車道飯田インターチェンジを利用し国道153号を経由するルート、関東方面からは同松川インターチェンジを利用し国道153号もしくは伊那南部広域農道（南信州フルーツライン）から市道を経由するルートが考えられる。一方、公共交通機関を利用して来訪する場合は、J R飯田線の利用者は元善光寺駅で下車し、路線バスの利用者は元善光寺駅前バス停もしくは高岡バス停で下車し、いずれからも徒歩5分程度で史跡に至る、というアクセスが考えられる（図8）。



図8 史跡恒川官衙遺跡への主要アクセスルート

また、2027年に開通予定のリニア中央新幹線では、史跡恒川官衙遺跡の南西約1.5kmの上郷地域に駅が設置される。そして、その駅へのアクセス道路や中央自動車道座光寺スマートインターチェンジなどを軸とした、県・市による道路ネットワーク整備事業が計画されており、史跡恒川官衙遺跡への新たなアクセスルートも生まれると考えられる。

こうした来訪者の史跡へのアクセスルートや地域住民の生活道路としての利用状況なども考慮をして、来訪者が、安全に利用しやすい史跡恒川官衙遺跡へのアクセスルートや周辺の歴史・文化資産をつなぐ周遊ルートを示し、その適所に案内標識・道標などを設置する必要がある。

6節 リニア関連事業との調整

前節で述べたとおり、上郷地域や座光寺地域にリニア中央新幹線整備やリニア駅設置に関わる整備事業が計画されており、現在それに伴う道路整備・改良事業が両地域において進んでいる。そして、今後、史跡恒川官衙遺跡の近接地でもリニア中央新幹線の駅整備を見込んだ公共事業や民間開発などの事業が展開されることが予想される。

また、リニア駅が設置される上郷地域とともに座光寺地域においても都市計画の見直しが計画されている中で、史跡恒川官衙遺跡についても、周辺の歴史・文化資産と一体となった保存・活用を図る史跡公園としての整備を検討する必要がある。

さらに、現在リニア関連事業の推進に関わり、飯田市では建設部・リニア推進部・土地開発公社・農業関係課などと教育委員会事務局とからなる調整会議を設置し、関係部署間の連絡・調整を密に行っているが、引き続き、史跡恒川官衙遺跡整備や史跡の周辺環境に及ぼすリニア関連事業の影響などに留意し、関係部課と連絡・調整を図っていく必要がある。

7節 史跡整備に関する地域住民や地域からの意見・要望

(1) 史跡公園整備についての地域住民等からの意見・要望

史跡恒川官衙遺跡の指定以後、教育委員会では座光寺地域自治会や地域住民、関係団体などに史跡公園の整備について説明を行ってきた。そのなかで、主に次のような趣旨の意見が出されている。

- 地下の遺構の様相が分かるように整備してほしい。
- ガイダンス施設には、恒川遺跡群からの出土遺物を展示してほしい。
- 地域住民が一体となって取り組んでいくという意識が持てるよう進めていってほしい。
- 来訪者が史跡へのアクセスや史跡内周遊をし易くなるようにしてほしい。
- 史跡周辺の市道は住民の生活道路であることを考慮して、来訪者の動線整備を検討してほしい。
- 史跡内における来訪者や地域住民の交通安全対策を検討してほしい。
- 史跡公園やガイダンス施設の整備にあたっては雨水排水対策を検討してほしい。
- 防犯対策など史跡周辺生活者の安全・安心に配慮した整備を行ってほしい。

(2) ガイダンス施設整備についての地域からの要望

座光寺地域からは、史跡公園整備に関わり、史跡恒川官衙遺跡のガイダンス施設の機能について次のような趣旨の要望書が提出されている。

- 当地域が、古代から、文化・産業・流通の要であり、東西の結節点であったという特徴が明確に理解できる展示施設としてほしい。
- 地域内外の子どもから高齢者までが学び楽しめる施設として、実物の展示とともに、バーチャルリアリティー技術など最新の映像技術を駆使した展示などを検討してほしい。
- リニア駅に近接した立地条件を活かし駅利用客の来訪を促すとともに、来訪者が当地域一帯の歴史・文化資産の価値を知り、現地へと足を向けたいくなるような展示を考えてほしい。
- 感性豊かな熱意あるガイドの滞在拠点、発想豊かな諸イベントの開催など「自ら考え自ら行う」地域住民の主体的な意欲を支える活動拠点となる施設にしてほしい。
- 学習・見学・交流を専門的な知見に立ってサポートできる体制の構築をお願いしたい。

(3) 地域住民や地域からの意見・要望等への対応

整備基本計画の策定にあたっては、前述の史跡公園整備に係る地域住民や地域などからの要望・意見なども考慮しつつ、遺構の確実な保存や活用など第三章1節に示す史跡整備の基本方針と齟齬がないよう調整を図りながら進める必要がある。

そして、史跡と周辺の歴史・文化資産などを繋ぐ周遊路の整備など地域資源との一体的な利活用や、史跡整備後の維持・管理のあり方についても十分配慮した検討作業が必要である。また、住宅地に存在するという史跡の特性から、史跡整備後の住民生活への影響にも十分な配慮が求められる。



史跡恒川官衙遺跡専門委員会の様子